

令和7年第12回 教育委員会会議  
議案書

吉川市教育委員会

令和7年第12回吉川市教育委員会会議  
付議案件等一覧

番号	議案等番号	件名
1	報告第1号	令和8年度就学予定者の学校選択等による指定校の決定について
2	第34号議案	吉川市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について

報告第1号

令和8年度就学予定者の学校選択等による指定校の決定について

令和8年度就学予定者の学校選択等申請に係る指定校の決定状況について、別紙のとおり報告する。

令和7年12月23日提出

吉川市教育委員会教育長 清水孝二

## 令和8年度就学予定者の学校選択等による指定校の決定について

吉川市立小学校及び中学校の就学に関する規則第4条及び第5条の規定に基づく令和8年度就学予定者の学校選択等（調整選択及び中学校選択）の申請に基づく指定校の決定状況について、以下のとおりご報告します。

## 1 申請受付期間

小学校 令和7年9月2日から令和7年9月16日まで

中学校 令和7年10月22日から令和7年11月5日まで

## 2 学校選択の状況

学校名	受入可能人数	調整選択		中学校選択	
		申請数	認定数	申請数	認定数
吉川小学校	受入により1学級増とならない人数	4	4		
旭小学校	受入により1学級増までの人数	0	0		
三輪野江小学校	受入により1学級増までの人数	1	1		
関小学校	受入により1学級増までの人数	6	6		
北谷小学校	受入により1学級増とならない人数	1	1		
栄小学校	受入により1学級増までの人数	5	5		
中曽根小学校	受入不可	—	—		
美南小学校	受入不可	—	—		
東中学校	受入により1学級増までの人数			20	20
南中学校	受入により1学級増までの人数			35	35
中央中学校	受入により1学級増までの人数			12	12
吉川中学校	受入不可（弾力的運用地域のみ受入）			57	57
合計		17	17	124	124

3 小学校の調整選択 ※R7.9.16 締切

申請状況

指定小学校	選択小学校	選択理由	件数
吉川小学校	関小学校	学区境 100m	2
	栄小学校	学区境 100m	3
旭小学校	関小学校	学区境 100m	1
		調整対象区域	2
三輪野江小学校	栄小学校	調整対象区域	1
関小学校	吉川小学校	学区境 100m	3
	栄小学校	学区境 100m	1
栄小学校	三輪野江小学校	学区境 100m	1
	関小学校	学区境 100m	1
中曽根小学校	吉川小学校	学区境 100m	1
美南小学校	北谷小学校	学区境 100m	1
		合計	17

4 中学校の学校選択中間報告 ※R7.11.5 締切

申請状況

指定中学校	選択中学校	件数
東中学校	南中学校	1
	中央中学校	8
南中学校	東中学校	1
	中央中学校	4
	吉川中学校	57
中央中学校	東中学校	19
	南中学校	31
吉川中学校	南中学校	3
	合 計	124

学校選択申請理由

友人関係	38
通学距離	47
部活動	10
兄弟姉妹	12
校風	11
その他	6

学校選択制による各校の受入定数及び増減状況

学 校 名	受入上限	転入数	転出数	増減
東中学校	34	20	9	11
南中学校	46	35	62	-27
中央中学校	32	12	50	-38
吉川中学校	—	57	3	54

令和7年11月10日現在の新中学1年生及び学級数の見込

	生徒数	学級数
東中学校	80	3
南中学校	171	5
中央中学校	145	5
吉川中学校	307	9
計	703	22

※学級数の見込みにおいて、特別支援学級への入級者は反映していません。

※今後、私立学校への進学者や住民票の異動によって生徒数は増減します。

第34号議案

吉川市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について

吉川市立小・中学校職員服務規程（昭和32年吉川町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(育児休業等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員は、育児休業法第19条第2項の規定により部分休業の請求に係る申出をしようとするときは、<u>部分休業申出書（様式第18号）を埼玉県教育委員会に提出しなければならない。同条第3項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>4 <u>前項の申出を行った職員は、育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の請求にあつては第1号部分休業簿（様式第18号の2）を、同項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2</u></p>	<p>(育児休業等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員は、育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、<u>部分休業承認請求書（様式第18号）をもって埼玉県教育委員会に請求しなければならない。</u></p>

<p><u>号部分休業」という。)の請求にあつては第2号部分休業簿(様式第18号の3)をもつて埼玉県教育委員会に請求しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 職員は、<u>第1項、第2項及び第4項</u>の請求に関し、教育委員会の指示があつた場合は、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない</p>	<p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 職員は、<u>第1項から第3項</u>までの請求に関し、教育委員会の指示があつた場合は、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない。</p>
---	---

様式第18号を次のように改める。

## 部分休業申出書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

校 名  
職 名  
氏 名

次のとおり 年度の部分休業の請求について申し出ます。

1 請求に係る子	氏 名		続 柄	生 年 月 日
				年 月 日生
2 申出内容	種別	申 出 内 容		
	<input type="checkbox"/> 当初	<input type="checkbox"/> 第1号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）		
	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 第2号部分休業（1年につき条例で定める時間を超えない範囲内）		
3 変更が必要な事情				
4 備 考				

(注) 1 この申出書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。

2 承認の請求及び承認の取消しの請求は、第1号部分休業の場合は様式第18号の2を、第2号部分休業の場合は様式第18号の3を提出すること。

様式第18号の次に次の2様式を加える。

第1号部分休業簿

校名 \_\_\_\_\_  
 職名 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_

年度 \_\_\_\_\_

整理番号	承認		請求事由 (承認/取消)	部分休業の請求期間				請求月日	備考				
	決定者	請求者		月日		時間							
				から	まで	から	まで						
1				月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	月日	
2				月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	月日	
3				月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	月日	
4				月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	月日	
5				月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	月日	
6				月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	月日	
7				月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	月日	
8				月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	月日	
9				月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	月日	
10				月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	月日	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

第2号部分休業簿

校名  
職名  
氏名

年度

整理番号	決裁		請求者	請求理由 (承認/取消)	部分休業の請求期間								請求時間数	残時間数	請求月日	備考
	決裁者	決裁日			月日		時間									
					月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで				
1					月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	時間分	時間分	月日	
2					月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	時間分	時間分	月日	
3					月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	時間分	時間分	月日	
4					月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	時間分	時間分	月日	
5					月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	時間分	時間分	月日	
6					月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	時間分	時間分	月日	
7					月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	時間分	時間分	月日	
8					月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	時間分	時間分	月日	
9					月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	時間分	時間分	月日	
10					月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	時間分	時間分	月日	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和7年12月23日提出

吉川市教育委員会教育長 清水孝二

### 提案理由

「埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則（令和7年埼玉県教育委員会規則第31号）」が令和7年9月30日に公布され、「吉川市立小・中学校職員服務規程」も改正する必要があるため、この案を提出するものである。